

(様式 1)
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	林業政策課	検索番号	5-9
法令名	森林組合法	根拠条項	24-3		
許認可等	森林組合の林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認				
<p>森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号） (根拠規定) 第 24 条第 1 項 森林組合が法第 9 条第 7 項に規定する事業（以下「林地処分事業」という。）を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。 第 24 条第 3 項 第 1 項の森林組合の林地処分事業実施規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(許認可等の基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知） 1 審査基準 (7) 法第 24 条第 3 項の規定による森林組合の林地処分事業実施規程の変更の承認は、当該森林組合の変更後の林地処分事業実施規程が「林地処分事業実施規程例」（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。また、同項の規定による森林組合の林地処分事業実施規程の廃止の承認は、当該規程に基づく林地処分事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行う。</p> <p>森林組合法施行規則第 7 条第 2 項 法第 24 条第 3 項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。 1 事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。） 2 関係法令の改正に伴う規定の整理</p> <p>(その他)</p>					